

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第21号

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(その他の手続等) 第8条 情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第12号</u> に規定する手続等のうち、同法 <u>第18条</u> に規定する主務省令に基づき、当該主務省令に定める方法によらないで電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、第4条から前条までの規定の例による。	(その他の手続等) 第8条 情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等（ <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第10号</u> に規定する手続等のうち、同法 <u>第12条</u> に規定する主務省令に基づき、当該主務省令に定める方法によらないで電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、第4条から前条までの規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。